

Information

01

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の
税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病气やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が国民健康保険制度に加入しています。

国民健康保険税は、保険料率から算出した医療分(医療費の支払いに充てるもの)と支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計です。令和2年度は【表1】の通り、税率と限度額が変わりました。

また、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定基準額が改定され、軽減対象世帯の範囲が【表2】の通り拡大されました。

詳細は、総務部税務課の窓口や市公式ホームページで確認できます。

【問い合わせ】総務部税務課
(国民健康保険税係)
☎0220(22)2163

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
所得割	(前年総所得-基礎控除33万円)×税率	6.20%	据え置き	2.20%	据え置き	2.20%
均等割	被保険者一人につき	22,500円	22,000円	9,000円	7,000円	8,000円
平等割	一世帯につき	15,000円	据え置き	5,000円	据え置き	6,200円
各限度額		610,000円	630,000円	190,000円	据え置き	160,000円
限度額合計			令和元年度 960,000円	⇒	令和2年度 990,000円	

【表2】軽減判定基準の改正表

軽減割合	世帯の所得の基準	
	令和元年度	令和2年度
7割	33万円以下	据え置き
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

【対象者】
医療分⇒国保加入者全員
支援金分⇒国保加入者全員
介護分⇒40歳以上65歳未満の人

後期高齢者医療保険料の
軽減制度が変わりました

後期高齢者医療保険料の年間保険料額は、被保険者が均等に負担する均等割額と前年の所得に応じて計算した所得割額との合計額で構成されています。

令和2年度は保険料と軽減の割合が変わりました。

【問い合わせ】

▼総務部税務課(国民健康保険税係)
☎0220(22)2163
▼宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022(266)1021

後期高齢者医療保険料

年間保険料(限度額)	均等割額	所得割額
64万円 (令和元年度は62万円)	一人につき 42,240円 (令和元年度は41,400円)	基礎控除(33万円)後の総所得×7.97% (令和元年度は8.02%)

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額	
	令和元年度	令和2年度
8.5割	33万円以下の世帯	-
8割	33万円以下の世帯で、被保険者全員の公的年金収入等が80万円以下で、その他の所得が無い場合	-
7.75割	-	33万円以下の世帯
7割	-	33万円以下の世帯で、被保険者全員の公的年金収入等が80万円以下で、その他の所得が無い場合
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

Information
02

第二次登米市総合計画を見直します
皆さんの意見を聞かせてください

市では、平成27年9月に第二次登米市総合計画を策定しています。基本計画ではまちづくりの将来ビジョンを実現するための政策を体系的に示し、本市の現状と課題を踏まえ、今後の方向や主要施策などを定めています。

策定から5年目を迎え、社会経済情勢の変化への確に対応するため、基本計画の見直し(案)を策定しました。見直しに当たり、皆さんから意見を募集します。

■タウンミーティング

皆さんの意見を計画に反映させるため、タウンミーティングを開催します。市長との語り合いの場です。

申し込みは不要です。皆さんの参加をお待ちしています。
【参加対象】登米市内に在住、通勤、通学する人

【内容】▼総合計画基本計画見直しについて▼市長との懇談
【進行方法】第二次登米市総合計画基本計画の見直しについて説明後、その場で意見など

を聞き、市が回答します
※発言する人は、住んでいる(通勤、通学)地域、氏名をお聞かせください
※多くの人に発言してもらうため、一人当たりの時間を制限する場合があります

開催日	時間	場所	対象地域
8/4 (火)	14:00～16:00	豊里公民館中ホール	豊里、米山、津山
	19:00～21:00	登米祝祭劇場小ホール	迫、南方、石越
8/7 (金)	19:00～21:00	中田農村環境改善センター多目的ホール	中田、登米、東和

※「対象地域」の会場での参加を基本としますが、対象地域以外の人でも参加できます

【公表場所】まちづくり推進部
まちづくり推進課(迫庁舎2階)、市公式ホームページ、各

総合支所、各公民館・ふれあいセンター
【意見提出方法】「見直し(案)に対する意見」と明記のうえ、郵送、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかで、「登米市まちづくり推進部まちづくり推進課まちづくり推進係」宛て送付ください(様式自由)
※電話での受付はできません
※意見の内容について確認する場合がありますので、住所、氏名(団体などの場合は、所在地、名称、代表者名)、電話番号を記入のうえ、提出ください
※提出された意見と意見に対する考え方は、後日市公式ホームページで公表します
【提出期間】7月31日(金)～8月31日(月)
【提出先・問い合わせ】
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江2-6-1 / まちづくり推進部まちづくり推進課(まちづくり推進係)
☎0220(22)2147
☎0220(22)9164
✉machizukuri@city.tome.niyajip

Information
03

行政への意見・要望を受け付けます

国や県、市など行政への意見や要望に、行政相談委員が応じます。相談は無料で秘密は守りますので、気軽にご相談ください。

【問い合わせ】総務部総務課(総務係)
☎0220(22)2091

■定例相談所

担当地区	開設場所	問い合わせ
迫	迫老人福祉センター	迫総合支所市民課地域振興係 ☎0220(22)2213
登米	登米老人福祉センター	登米総合支所市民課地域振興係 ☎0220(52)2111
東和	東和総合支所相談室	東和総合支所市民課地域振興係 ☎0220(53)4111
中田	中田老人福祉センター	中田総合支所市民課地域振興係 ☎0220(34)2312
豊里	豊里高齢者趣味の交流館	豊里総合支所市民課地域振興係 ☎0225(76)4111
米山	米山総合保健福祉センター相談室	米山総合支所市民課地域振興係 ☎0220(55)2111
石越	石越総合支所ボランティア室	石越総合支所市民課地域振興係 ☎0228(34)2111
南方	南方公民館会議室	南方総合支所市民課地域振興係 ☎0220(58)2112
津山	津山老人福祉センター会議室 津山公民館	津山総合支所市民課地域振興係 ☎0225(68)3111

※開設日時は、行政相談委員が各総合支所市民課へ問い合わせください

 (東和地区) 齋藤 勉さん ☎0220(42)3682	 (登米地区) 高橋 眞一さん ☎0220(52)4072	 (迫地区) 齋藤 輝雄さん ☎0220(22)5455
 (米山地区) 柳刈 亨さん ☎0220(55)1301	 (豊里地区) 志賀 裕子さん ☎0225(76)1612	 (中田地区) 千葉 裕子さん ☎0220(34)3104
 (津山地区) 山形 利文さん ☎0225(68)2673	 (南方地区) 佐々木 菊枝さん ☎0220(58)4382	 (石越地区) 松浦 耕治さん ☎0228(34)2653